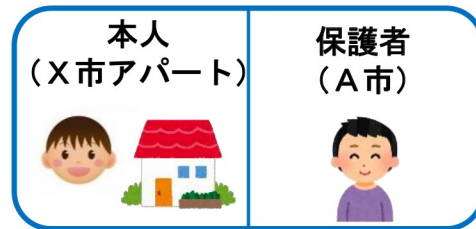
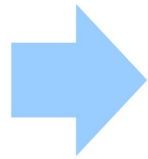


- 移行先が**アパート等の一般住居**である場合は、**移行先の市町村**が支給決定主体
(例：パターン①)
- 移行先が**GH又は障害者支援施設**である場合は、「**18歳前日の保護者の居住地**」の市町村が支給決定主体（居住地特例）（例：パターン②～⑤）

【パターン①：移行先（X市）がアパート等の一般住居である場合】

入所中から18歳前日

X市で一人暮らししながら障害サービスを利用

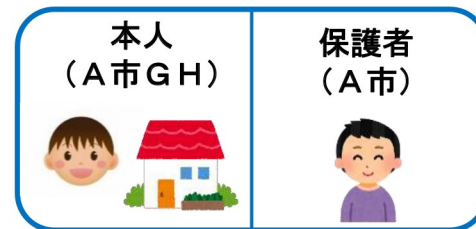
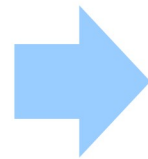


- ・ 支給決定
 - ・ 給付費負担
- X市**

【パターン②：移行先（A市）と18歳前日の保護者の居住地（A市）が同じ場合】

入所中から18歳前日

A市のGHへ移行

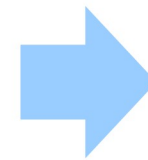


- ・ 支給決定
 - ・ 給付費負担
- A市**

【パターン③：移行先（X市）と18歳前日の保護者の居住地（B市）が違う場合】

入所中から18歳前日

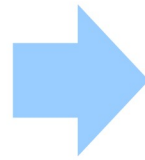
X市のGHへ移行



- ・ 支給決定
 - ・ 給付費負担
- B市**

【パターン④：障害児入所施設（A市）と18歳前日の保護者の居住地（B市）が違い、更に保護者が、その後転居（C市）し、本人はX市へ移行する場合】

入所中から18歳前日



X市のGHへ移行／保護者はC市に転居



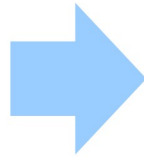
- ・支給決定
- ・給付費負担

B市

※B市には、保護者・本人ともに居住せず、移行先(X市)とも異なるが、居住地特例により、支給決定主体となる。

【パターン⑤：18歳前日の保護者の居住地が不明な場合】

入所中から18歳前日



X市のGHへ移行



- ・支給決定
- ・給付費負担

A市

※ 18歳前日の保護者の居住地が不明な場合は、18歳前日の本人の居住地（＝障害児入所施設）の市町村が支給決定権者となる

障害児入所施設への入所(契約)における障害児・保護者の居住地と給付決定主体の関係

別添3
(参考)

- 支給決定主体は、保護者の居住地の都道府県

入所前の居住地(例)



・ 給付決定
・ 給付費負担
A県

- 入所後、保護者が転居(B県)した場合も、保護者の居住地(転居先)の都道府県が支給決定を引き継ぐ

入所前の居住地(例)



保護者がB県へ転居(例)



・ 給付決定
・ 給付費負担
B県

障害児入所施設への入所(措置)における障害児・保護者の居住地と措置決定主体の関係

- 基本は、保護者の居住地の都道府県

入所前の居住地(例)



・ 措置決定
・ 措置費負担
A県

- 保護者の居住地が不明な場合、その子どもの現在地の都道府県

入所前の居住地(例)



・ 措置決定
・ 措置費負担
A県

- 入所後、保護者が転居した場合は、児童相談所(A県・B県)が協議して、措置決定主体を維持又は変更

入所前の居住地(例)



保護者がB県へ転居



子どもの福祉及び児童相談所利用の利便等の事情を考慮し、関係児童相談所と協議の上、事例を管轄する児童相談所を決定する。